

## 規 則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇六五

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―九三）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十一条の四第一項又は第二十二条の五第一項」に改め、「（以下「再任用職員」という。）」を削り、「法第二十八条の五第一項」を「法第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第三号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第五条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。  
第六条第二項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 法第二十六条の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その二分の一の期間

第十二条第二項に次の一号を加える。

十三 法第二十六条の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間

第十四条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「百分の二十」を「百分の二百」に、「百分の二百五十」を「百分の二百四十」に、「百分の百以下」を「百分の九十五以下」に、「百分の百二十」を「百分の百十五」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場

合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員で法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の第三条、第五条及び第六条の規定を適用する。

3 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第十四条の規定を適用する。